

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物

目次

◇規則

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律に規定する恩給の改定に関する手続
昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例に規定する県吏員恩給の改定に関する手続
展示林の設置

◇告示

土地改良区の定款変更及び改良事業の認可
土地改良区の改良事業開始認可
建設業者の登録まつ消
完全給食の実施認可
農地調整関係事務委託要項
自作農創設維持助成費交付規程の一部改正
土地改良事業補助費交付規程の一部改正
鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱

◇正誤

昭和二十八年三月十七日鳥取県人事委員会規則第三号中訂正
昭和二十八年三月十七日鳥取県告示第百号中

規 則

訂正

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律に規定する恩給の改定に関する手続をここに公布する。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十一号

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律に規定する恩給の改定に関する手続

第一條 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十四号）の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給又は扶助料（以下「改定すべき恩給又は扶助料」という。）であつて鳥取県知事が裁定するものの改定手続については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十八年三月二十五日前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに、これを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別記第一号様式）をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三條 前條第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに調製し、支給庁を経由して権利者に交付する。

第四條 第二條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別記第二号様式）に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添付して、別に定める日後、支給庁を経由して鳥取県知事に差し出すことを要する。

第五條 支給額票を亡失し、又はき損したときは、支給庁を経由して鳥取県知事に対しその再交付を請求することができる。

第六條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十八

年三月二十五日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第七條 改定すべき恩給又は扶助料の改定に関する手続については、この規則に別段の定のない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記)
第一号様式

(イ)

昭和二十八年四月渡以降
普通恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第 号	号	生 年 月 日
改定証書記号番号	第 号	号	生 年 月 日
改定年額		円	
同上一期額		円	
昭和 年 月 から 年 月 まで	支給年額	円	
昭和 年 月 から 年 月 まで	支給年額	円	
昭和 年 月 から 年 月 まで	支給年額	円	
氏 名			

(鳥取県)

(ウ)

昭和二十八年四月渡以降
普通恩給年額改定支給額票
増加恩給

現証書記号番号	第 号	号	生 年 月 日
改定証書記号番号	第 号	号	生 年 月 日
改定年額		円	
同上一期額		円	
給与の終期	昭和 年 月		
障害補償による停止	昭和 年 月		
氏 名			

(鳥取県)

昭和二十八年四月渡以降
普通扶助料年額改定支給額票

(イ)

現証書記号番号	第 号	号
改定証書記号番号	第 号	号
改定年額		円
同上一期額		円
氏名		
生年月日		

(鳥取県)

昭和二十八年四月渡以降
公務扶助料年額改定支給額票

(ロ)

現証書記号番号	第 号	号
改定証書記号番号	第 号	号
改定年額		円
同上一期額		円
遺族補償による 停止年額		円
停止の 終期	昭和 年 月	
氏名		
生年月日		

(鳥取県)

第二号様式

新証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するので、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律の規定による改定年額を表示した新証書を交付されたい。

年 月 日
住 所

権利者 氏 名
鳥取県知事 氏 名 殿

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例に規定する県吏員恩給の改定に関する手続をここに公布する。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県規則第二十二号

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例に規定する県吏員恩給の改定に関する手続

第一條 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例(昭和二十八年一月鳥取県條例第一号)の規定により改定すべき退職料又は扶助料の改定手続については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき退職料又は扶助料であつて昭和二十八年三月二十五日附の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに、これを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票(別記第一号様式)をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三條 前條第二項の支給額票は、権利者の請求を待た

次に調製し、支給庁を経由して権利者に交付する。

第四條 第二條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別記第二号様式）に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添付して、別に定める日後、支給庁を経由して鳥取県知事に差し出すことを要する。

第五條 支給額票を亡失し、又はき損したときは、支給庁を経由して鳥取県知事に対しその再交付を請求することができる。

第六條 改定すべき退隠料又は扶助料であつて昭和二十八年三月二十五日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第七條 改定すべき退隠料又は扶助料の改定に関する手續については、この規則に別段の定めなき事項については、鳥取県吏員等恩給條例施行細則（昭和十四年二月鳥取県條例第二号）を準用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(別記)
第一号様式

昭和二十八年四月以降
退隠料年額改定支給額票

現証書記号番号	第 号	年 月 日
改定証書記号番号	第 号	年 月 日
改 定 年 額		円
同 上 一 期 額		円
昭和 年 月 まで	支給年額	円
昭和 年 月 まで	支給年額	円
昭和 年 月 まで	支給年額	円
氏 名		年 月 日

(鳥取県)

(四)

昭和二十八年四月以降
普通扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第 号	年 月 日
改定証書記号番号	第 号	年 月 日
改 定 年 額		円
同 上 一 期 額		円
氏 名		年 月 日

(鳥取県)

第二号様式

新証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するので、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例の規定による改定年額を表示した新証書を交付された。

年 月 日
住 所
権利者 氏 名
鳥取県知事 氏 名 殿

告示

鳥取県告示第百八号

鳥取県展示林設置規程（昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号）に基き次のように展示林を設置した。
昭和二十八年三月二十四日

展示林番号	名称	位置	所有者	面積	樹種	期間
八	スギ展示林	岩美郡大成村大字荒船杉ヶ谷五八七番外二	田中 兵一	五〇〇反	スギ	自昭和六年三月二十四日 至昭和三年三月二日
九	ウルシ	八頭郡佐治村大字加瀬木一、四一一番地	西尾 善壽	一〇〇	ウルシ	〃〃
十	展示薪炭林	氐高郡神戸村大字岩坪字瀬戸ノ上北一 四〇三番地	島津 長壽	四〇〇	ナラ その他	〃〃
十一	クルミ展示林	東伯郡北谷村大字大河内字雨堤六七一ノ八三番地	椿 勝美	六〇〇	クルミ	〃〃
十二	マツ	西伯郡大山村大字赤松	伊沢 源一	六〇〇	マツ	〃〃
十三	展示薪炭林	日野郡江尾町大字佐川字行岸一、三〇九番地ノ一	住田 亀雄	五〇〇	コナラ、 ナベマキ、 カシその他	〃〃

鳥取県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、次のとおり認可した。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良区の名 認可年月日

八上村千間土地改良区 昭和二十八年三月十八日

五箇井手

日野村本郷

鳥取県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五條第三項において準用する第十條第一項の規定により、数人が共同して行う土地改良事業の開始について、次のとおり認可した。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

申請人

住所氏名

岩美郡小田村院内 橋本 茂雄 外二十六人 小田村院内土地改良事業共同施行 昭和二十八年三月十八日
西伯郡名和村門前 角田 義次 外二十九人 名和村大字門前

共同施行の名称

認可年月日

鳥取県告示第百一十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から昭和二十八年三月十一日次のように登録をまつ、消した。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所の所在地	申請者氏名	登録まつ、消年月日
鳥取県知事登録 (ろ)第一六〇号	昭和二十五年 六月十日	福 宮 組	鳥取市吉方八二四	宮脇 憲次	昭和二十八年 三月十一日

鳥取県告示第百一十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	対照	承認年月日	承認番号
国民健康保険直管 公立西伯病院	西伯郡大国村字倭三九七ノ一	施設全部	昭和二十七年十二月十五日	食第十三号
国立鳥取病院	岩美郡字倍野村字奥谷四七七ノ一		昭和二十八年三月一日	食第十四号

鳥取県告示第百一十三号

農地調整関係事務委託要項を次のように定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農地調整関係事務委託要項

- 第一 自作農創設維持助成費交付規程（昭和二十七年農林省告示第百九十七号）に基く農地調整関係事務の委託については、この要項の定めるところによる。
- 第二 第一に規定する事務は左のとおりとする。
 - 一 開拓財産管理に関する事務
 - 二 既存権益調整に関する事務
 - 第三 第二の各号に掲げる事務の委託を受けようとする者（以下「受託者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて正副二通を知事に提出するものとする。
 - 一 事業計画書（第一号様式、第一号様式の二）
 - 二 収支予算書（第二号様式、第二号様式の二）
 - 三 請書（第三号様式）
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 第四 知事は第三に規定する書類を提出した者に対し、当該事務を委託した場合には予算の範囲内で委託費を交付する。
- 第五 受託者が第三により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 第六 受託者は交付を受けた委託費を他に流用してはならない。
- 第七 受託者は、委託費を請求しようとする場合には請求書（第四号様式）正副二通を知事に提出するものとする。
- 第八 知事は、必要と認める場合には市町村に対し概算払により委託費を交付することがある。
 - 前項の規定により委託費の交付を受けた受託者は、翌年度四月二十日までに事業成績書（第一号様式、第一号様式の二）収支決算書（第二号様式、第二号様式の二）及び支出明細書を添えて正副二通を知事に提出するものとする。

第九 知事は、受託者が左の各号の一に該当すると認め
る場合には委託費の全部若しくは一部を交付せず又は
還付を命ずることができ、

- 一 事業施行方法が不適当であるとき
- 二 決算額が予算額より少いとき

附 則

この要項は、昭和二十七年年度の事務の委託から適用す
る。

第一号様式(第二の第一号の場合)

事業計画書(事業成績書)

- 一 開拓財産管理に関する事業の概要
- 二 事業の実施計画(実施成績)

管理物件

土地 面積

建物 棟数

立竹木 竹立木

町

棟

東石

延坪数

坪

その他

第一号様式(第二の第二号の場合)

事業計画書(事業成績書)

- 一 既存収益調整に関する事業の概要
- 二 事業の実施計画(実施成績)

実施計画の場合には協議会、打合せ等の開催予定回
数、目的等を記し、実施成績の場合には会議の開催
場所、日時、内容を記す。

第二号様式(第二の第一号の場合)

收支予算書(收支決算書)

収入の部

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比較増 △減	摘要
果委託費				
計				
支出の部				

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比較増 △減	摘要
開拓財産管理費				
旅 費				
物 品 費				
役 務 費				
○ 費				
計				

第二号様式(第二の第二号の場合)

收支予算書(收支決算書)

収入の部

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比較増 △減	摘要
果委託費				
計				
支出の部				

第三号様式

年 月 日

受 託 者 名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇委託事務請書

昭和 年 月 日第 号をもって申請の標記
委託事務を委託せられる場合には農地調整関係事務委
託要項の定めるところにより昭和 年度において当
該事業を実施することをお請けする。

第四号様式

年 月 日

受 託 者 名 ①

鳥取県知事 氏 名殿

〇〇委託費交付請求書

標記委託事務を終了したので事業成績書、收支決算書及び支出明細書を添えて委託費を請求する。

記

一金 円也

鳥取県告示第百十四号

自作農創設維持助成費交付規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第百六十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條中 第四号及び第六号を削り第五号を第四号とする。

様式中 第一号様式の三第一号様式の五、第二号様式の

三及び第二号様式の五を削り、「第一号様式の四（第二條第五号の場合）」を「第一号様式の三（第二條第四号の場合）」に「第二号様式の四（第二條第五号の場合）」を「第二号様式の三（第二條第四号の場合）」に改める。

附 則

この規程は、昭和二十七年分の助成費の交付から適用する。

鳥取県告示第百十五号

土地改良事業補助金交付規程（昭和二十七年八月鳥取県告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條に次の一号を加える。

七 索道

第三條第三項第六号を次のように改める。

六 農道（急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十

七年法律第百三十五号）に基くものを除く。）

二割以内

急傾斜地帯農業振興臨時措置法に基く農道

傾斜度一五度から二〇度未満の地区 三割以内

傾斜度二〇度から三〇度未満の地区 四割以内

傾斜度三〇度以上の地区 五割以内

第三條第三項に次の一号を加える。

七 索道 三割以内

附 則

この規程は、昭和二十七年分補助金から適用する。

鳥取県告示第百十六号

鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱を次のように定める。

昭和二十八年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱

（林業モデル村の目的と設置）

第一條 知事は、民有林経営の合理化を図るため、この

要綱の定めるところによつて、鳥取県林業技術普及モデル村（以下「林業モデル村」という。）を設置する。

（申請書の提出）

第二條 林業モデル村の指定を希望する村は、別記様式の申請書を知事に提出しなければならない。

（主体）

第三條 林業モデル村の技術普及及び指導（以下「普及指導」という。）の主体は、県とする。

2 県は、三箇年を一期として普及指導の目標を定め毎年度の普及指導計画（以下「指導計画」という。）を樹立し林業モデル村に通知する。

（実行及び経費等）

第四條 林業モデル村は、県の行う普及指導の趣旨を理解しその浸透に協力し、経営を改善しようとする村民の目的達成を容易にするため前條に定める指導計画に基づいて毎年度の事業実行計画（以下「実行計画」という。）を樹立して知事の派遣する技術吏員及び当該村

を担当する林業地区技術普及員の指導のもとに、その実行を確保するものとする。

第五條 第三條第二項の指導計画の実行に要する経費は、県の負担とする。

第六條 林業モデル村は、事業を終了したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第七條 林業モデル村は、第四條の事業の外、左に掲げる事項を行わなければならない。

一 普及指導上の施設の保全

二 各種施設の被害報告

三 その他林業モデル村において経営を維持するため当然行ふべき一般施業

(公示)

第八條 知事は、林業モデル村を指定したときは、その村名、区域、その他必要な事項を公示する。

(施設の処分)

第九條 林業モデル村が第三條第二項の県の計画に基いて確保している普及指導上の施設を処分しようとする

ときは、知事の承認を受けなければならない。

(廃止及び経費の返還)

第十條 林業モデル村がこの要綱に違反したときは、知事は林業モデル村の指定を取り消し又は既に交付した経費の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(申請書、報告書等の経由)

第十一條 この要綱によつて知事に提出する申請書、報告書等は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和二十八年三月 日 から施行する。

様 式

林業技術普及モデル村指定申請書

本村を林業技術普及モデル村に指定されるよう関係書類を添えて申請いたします。

年 月 日

申請者 村長 氏 名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

添付書類

一 村勢概要書

何々村々勢概要書

- 一 位置及び地勢
 - 二 指定を受けようとする区域及び面積
 - 三 地質及び土壌
 - 四 気象
 - 五 土地利用状況
 - 六 民有林の状況
- 1 所有形態別面積

所有別	面積	面積比	備考
公有林	町	%	
社寺有林			
私有林			
計			

2 利用別面積

種別	面積	面積比	備考
用材林	町	%	内分收造林何町、官行造林何町
薪炭林			右に同じ
採草地			
その他			
計			

七 経済事情

1 産業別戸数及び人口

産業別	専業			副業		
	戸数	男	女	戸数	男	女
農業						
林業						
計						

2 私有林経営規模別戸数

面積	1町未満	1町1反未満	1町1反1三反未満	1町1反1三反1五反未満	1町1反1三反1五反1七反未満	1町1反1三反1五反1七反1九反未満	1町1反1三反1五反1七反1九反1十反以上	計
戸数								

3 耕地経営規模別戸数

面積別	自作	小作	計	自作	小作	計
田						
畑						
計						

4 主要農産物年産額

種別	産額	人口一人当	備考
米	円	円	
麦			
1111			

5 木材工業施設

工場種	原動力	設備	一日の製材能力	備考
固定製材工場	種類一実馬力			
移動工場				
こわ製造工場				

6 特殊林産物加工(又は製造)施設

種類	設備	一日の加工(又は製造)能力	備考
しいたけ			
乾燥機			
しいたけ乾燥場			
松根油製造工場			

7 林産物年産額

種別	数量	金額	備考
すぎ材	石	円	
まつ材	石		
ひのき材	石		
木炭	石		
薪	層積石		
竹材	束		
1111			

8 林業労務者数

専業	副業	合計	備考
戸数	戸数	戸数	
男	男	男	
女	女	女	
計	計	計	

八 交通運搬関係

1 鉄道、軌道、国道、県道及び村道

種別	本数	延長	備考
鉄道		料	
軌道			
国道			
県道			
村道			

2 林道

大字	路線名	種別	副員	延長	施行年度	備考
				料		

九 民有林野の状況

二 図面

指定申請区域図 縮尺五万分の一

